

# たまり場助成事業の要綱(概要)

(2008年9月1日現在)

3 岡崎市	根拠規定	岡崎市老人いこいの家整備運営事業費補助金交付規定		
	対象	◇岡崎社会福祉協議会が行う「老人いこいの家」整備運営事業		
	補助対象と額	(1) 整備費(修繕費・備品購入費)の2分の1以内で上限は10万円		
		(2) 運営費(報償費・需用費・福祉行事費・役務費・借料及び損料・公租公課)で過去3年間の平均利用日数に応じ、下記の額が上限となる		
10日未満		5万円	40日以上60日未満	12万円
	10日以上20日未満	7.5万円	60日以上	14万円
	20日以上40日未満	10万円		

4 一宮市	根拠規定	一宮市ふれあいクラブ活動支援事業実施要綱	
	目的	地域住民ボランティアによる、高齢者閉じこもり防止等高齢者相互の親睦及び有効な余暇利用に資する活動を行う場所を市が確保することにより、ふれあいクラブ活動を支援し、高齢者の福祉の増進を図る	
	対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 営利を目的としない</li> <li>◇ 法人格を有する団体でない</li> <li>◇ 市の委託事業を行う団体でない</li> <li>◇ 1日につき10名以上の利用が見込める団体</li> <li>◇ 1週間につき4日以上、かつ1日につき5時間以上活動できる団体</li> <li>◇ 活動が、趣味・娯楽・談話等により高齢者自身が自由に参加でき、楽しく時間を過ごせ、生きがいの持てる内容である</li> <li>◇ 利用者が市内に住所を有する60歳以上の高齢者</li> <li>◇ 実費以外に過度の負担を求めない</li> </ul>	
	活動の場所	光熱水費を含む賃借料が月3万円以下の公民館・集会場・民家等で、建築物が火災保険に加入している	

6 半田市	根拠規定	半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱	
	目的	地域の高齢者や子ども達が自由に気軽に利用し、家に閉じこもりがちな高齢者及びひとり暮らしの高齢者が外出する機会となり、地域の人たちの交流を深める	
	補助対象施設	<p>地域ふれあい施設(介護予防事業を行う拠点施設)は次の要件を満たす施設で、補助金の交付申請者は事前に市と協議する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置に関し地域住民の要望がある</li> <li>(2) 利用予定者数・介護予防事業設備等を考慮し、小規模地域密着型で効率的な運営ができる施設規模</li> <li>(3) 小学校区を単位とし、地域の特性・地理的条件を考慮する</li> <li>(4) 周辺に市が設置した類似施設がない</li> </ul>	
	補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇建設費(増改築及び備品購入を含む)は予算の範囲内で決定</li> <li>◇管理運営費は月額7万円</li> </ul>	

11・刈谷市	根拠規定	刈谷市老人いこいの場設置運営要綱
	設置運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通事故等を充分考慮し、安全な利用しやすい場所</li> <li>◇ 利用対象者は原則として60歳以上の老人</li> <li>◇ 開設日数は月22日以上</li> <li>◇ 部屋は、①1階で通風及び採光のよい畳敷き、②専用で自由に使用でき16.5㎡(10畳)以上、③便所・手洗い・湯沸かし等の設備、④電気設備・テレビ・採暖・湯呑セット・扇風機・囲碁セット・将棋セットを備える</li> <li>◇ 管理に関し、①利用料は無料、②外部から見やすいカ所に表示、③設備・備品等の維持管理・補修・改修・補充は開設者が措置する</li> </ul>
	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運営に必要な物品を貸与できる</li> <li>② 10万円以上の修繕工事につき、修繕費の2分の1(50万円上限)補助</li> </ul>

12・豊田市	根拠規定	豊田市老人憩の家設置要綱・老人憩の家管理運営補助金交付要綱
	目的	市内の高齢者に対し教養の向上・多世代との交流・レクリエーション等のための場(老人憩の家)を設置・管理し、高齢者の生きがいと心身の健康の増進・地域交流の拠点づくり
	設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 憩の家はその地域を代表する高齢者団体の申請に基づき設置する</li> <li>◇ 利用者は原則としてその地域の60歳以上の者</li> <li>◇ 原則として週3回以上開所する</li> </ul>
	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 設置に要する備品は市が無償貸与する</li> <li>◇ 管理運営費用は毎年定める予算の範囲内で補助金を支払う</li> <li>◇ 上記以外の費用は利用者が負担する</li> </ul>

13・安城市	根拠規定	社会福祉法人安城市社会福祉協議会・地域福祉活動助成事業要綱
	対象団体	地区の町内会・福祉委員会・地域内で福祉活動を行う団体
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町内会が行う社協一般会費募集事務及び町内福祉活動は、会費募集実績の40%(2008年度は実績の20%額)</li> <li>(2) 福祉委員会が行う学習活動・広報活動・調査活動・サロン活動・見守り活動、地区社協独自活動は、一般会費募集実績の40%以内(下限2万円) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学習・広報・調査活動は活動経費のうち講師謝礼・会場費・印刷代・消耗品等が補助対象経費</li> <li>◇ サロン・見守り活動は活動に要する経費が補助対象</li> </ul> </li> <li>(3) 広く参加者を募りかつ年6回以上定例的に開催する特定サロン活動は、1回2千円以内でかつ年額2万円以内</li> </ul> <p>※額は予算の範囲内</p>

20・稲沢市	根拠規定	稲沢市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱
	目的	身近な場所で高齢者に生涯学習・レクリエーション・談話等の場を提供し、高齢者の生きがいづくりの推進並びに介護予防・健康増進を図り、世代間交流の促進、住民福祉の向上に寄与する
	対象者	市内に住所を有し、おおむね65歳以上の高齢者
	実施場所	各市民センター地区ごとに3カ所以内
	利用料	利用料は無料だが、必要に応じ実費を徴収することもできる

23・ 大府市	根拠規定	大府市ふれあいサロン初期活動費補助金交付要綱
	補助対象	3名以上の市民で構成する団体で次のいずれにも該当する団体 (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者に対して、レクレーション等を通して高齢者同士または高齢者と地域住民との交流を図るもので、年間を通して月に1回以上実施する (2) 地域内の空き部屋・空き店舗・地域の集会所等を活用する (3) 1日あたりおおむね3人以上の高齢者が参加する (4) 補助金を申請する年度に活動を開始したもの
	補助金	補助対象経費は①初期活動経費(サロンの賃貸契約に係る礼金・家屋改修費・備品購入費・消耗品費)と②必要と認める経費の合計額に、3分の2を乗じた額(上限20万円)

24・ 知多市	根拠規定	知多市地域福祉振興事業補助金交付要綱
	事業と補助額	市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上の、①地域において福祉活動を行うボランティア団体または市民活動団体、②特定非営利活動法人 必要経費(報償費・消耗品費・燃料費・印刷費・光熱水費・通信費・保険料・使用料・借上料・その他経費)の額で、総額の3分の2か、収入を差し引いた実必要額いずれか少ない額(上限20万円) (1) ひとり暮らし老人・要介護老人・障害者等を対象とした①食事交流会、②ハガキ交流、③家庭訪問、④季節行事、⑤世代交流、⑥屋外交流、⑦ミニディサービス (2) 在宅介護者を対象とした①介護技術の講習、②情報交換会 (3) 活力ある地域社会のための高齢者や障害者等を対象にした健康生きがいづくりに関する①講座・講演会、②スポーツ大会、③調査・研究 配食サービス＝必要経費(報償費・消耗品費・燃料費・印刷費・光熱水費・通信費・保険料・使用料・借上料・その他経費で上限6万円) 事業を継続的に実施するために必要な活動拠点の整備＝事業開始時に1回限り上限50万円 事業を継続的に実施するための活動拠点維持に必要な借家賃・保険料等＝上限30万円

25・ 知立市	根拠規定	知立市地域宅老所事業費補助金交付要綱
	事業と補助額	市内で高齢者の自立した生活を支援する宅老所を運営する団体で、知立市社協に登録したボランティア団体 見守り等の必要のある高齢者を、家庭に近い状況により、一時的に身近な場所で預かり、昼食を提供し、レクレーション等の事業で、原則週2回(1回あたり4時間以上)開催を対象に、運営に要する需用費・役務費・備品購入費・使用料・賃借料等で、予算の範囲内の額

26・ 尾張旭市	根拠規定	尾張旭市地域デイサービス事業補助金交付要綱
	補助対象	地域で、身体的・精神的に虚弱な高齢者の閉じこもり防止、生きがいや仲間作り、地域社会との交流を図るため、定期的実施する地域デイサービス事業(ミニデイサービス)を行うボランティア団体(対象者が10人以上)
	対象経費と額	必要経費を対象に、1カ所につき年5万円、新規事業開始団体は初年度に5万円を加算

29・ 豊明市	根拠規定	豊明市高齢者活動拠点補助金交付要綱
	補助対象経費	市内の小規模老人憩いの家が設置されていない区で、高齢者が生きがいや健康増進を目的とした自主的な活動を行うにあたり、集会所等の利用に要する光熱水費・双峰地域学習施設の利用料で区長が申請
	補助額	1区につき年額7万円

36 ・ 東 郷 町	根拠規定	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱
	対象団体	営利を目的とせず、①自主的かつ継続的な計画に基づく活動、②1回あたり平均5名以上参加、③2カ月に1回以上開催し参加者が歩いていける範囲内で実施、④規約・会則を定め名称・目的・会員構成などが確認できる、⑤政治的・宗教的活動でない、⑥他団体・法人から補助金を受けていない、地域で活動する団体
	補助額	① 公民館・コミュニティセンター等で行う団体＝年2万円 ② 会員の自宅で行う団体＝年5万円 ③ 役場・町民会館・いこまい館で行う団体＝年1万円 ④ 区・自治会から補助金を受けている団体＝年1万円

49 ・ 東 浦 町	根拠規定	東浦町生きがい活動支援通所事業実施要綱
	目的	家に閉じこもりがちな高齢者に、日常生活操作から趣味活動等のサービスを提供する生きがい活動支援通所事業により、高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る
	事業内容	実施は東浦町で、高齢者ふれあい施設ひだまりで、町内に住所を有し、身の回りのことが概ね自立した65歳以上の高齢者に、①利用者相互のコミュニケーション及び交流の場の提供、②趣味活動・室内ゲーム・散歩その他の生きがいづくりの提供、③軽スポーツ・健康相談等健康づくり及び認知症予防のサービス提供などの事業

51 ・ 美 浜 町	根拠規定	美浜町老人憩の家設置費補助金交付要綱
	補助額	① 老人憩の家の新築・改築事業(基準額500万円)で、町査定額の2分の1 ② 老人憩の家の増改築・改修事業(基準額250万円)で、町査定額の2分の1 ③ 会員50人未満の老人憩の家・備品費＝40万円 ④ 会員50～100人の老人憩の家・備品費＝48万円 ⑤ 会員101人以上の老人憩の家・備品費＝50万円